

【詳報】池袋暴走事故 飯塚幸三被告に禁錮5年の実刑判決 裁判長「過失は重大。深い反省の念ない」

2021年9月2日 18時53分 東京新聞

東京・池袋で2019年4月、乗用車が暴走し、松永真菜さん＝当時(31)＝と長女莉子ちゃん＝当時(3)＝が死亡した事故の刑事裁判は2日午後2時から、東京地裁で判決が言い渡される。

飯塚幸三被告は、運転ミスはなく、車の不具合が原因として無罪を主張している。

[池袋事故の元被告「過失反省、刑に服したい」 収容手続きのため出頭 \(朝日新聞デジタル\) - Yahoo!ニュース](#)



14時00分 飯塚被告に禁錮5年の実刑

下津健司裁判長が飯塚幸三被告に禁錮5年の実刑判決を言い渡した。

14時10分 踏み間違えと認定

裁判長は、被告がブレーキと間違えてアクセルを踏み続けたことを認定した。「過失がある」と述べた。

警察の調べでは、被告の車が2人の自転車と衝突したときに、推定で平均速度で時速96キロに加速していたとしていた。弁護側は警察の調べに信用性がないと主張していたが、

裁判所はドライブレコーダーの映像や防犯カメラ、現場での測量などから「特段の問題はない」と判断した。

「ブレーキとアクセルを踏み間違える状況ではなかった」という弁護側の主張は「パニック状態に陥り、踏み間違えに気づかないまま踏み続けるのは十分ありうる」と退けた。

14時35分 車の不具合「通常は考えがたい」

14時45分 「苛烈な社会的制裁」も考慮

禁錮5年とした量刑理由についての説明が始まった。「アクセルとブレーキを的確に操作することは、年齢にかかわらず等しく求められる最も基本的な注意義務の1つ。被告人の過失は重大」と指摘した。法廷で踏み間違えの記憶は全くないとの証言に「過失を否定する態度に終始している。深い反省の念を有しているとはいえない」と非難した。

一方で、90歳と高齢で、体調も万全ではないと考えられることや、「誰しものが不測の事態に直面して狼狽してしまうことはあり得る」ことも考慮。事故後、脅迫状が届いたことなどを「苛烈な社会的制裁」と指摘し、「被告人に有利に考慮すべき事情の1つ」とした。

14時55分 裁判長「遺族に真摯に謝って」

下津裁判長は判決を読み終わると、「被告人、いいですか」と声をかけた。飯塚被告は深く2回うなずいた。